

これまでの各区の学校教育フォーラムでのご質問

本市が、学校選択制を実施する場合の具体的な内容や課題への対応等については、現在、各区でお聞きしている保護者を中心とした区民の意見を踏まえ、熟議で議論をしていきます。

Q1 学校選択制を導入する目的は

A1 子どもや保護者が、学校を選ぶことができるようにすることです。

Q2 校区外からの登下校の安全管理について、他都市ではどうしているのか

A2 学校選択制を実施している他都市では、校区外の学校を選択する場合、児童生徒の安全の確保は、保護者責任であるとしています。校区外の学校を選択する際には、通学の負担も考慮して、学校を選択してくださいと周知しています。校区外から通学する児童の安全確保の課題については、熟議で議論していきます。

Q3 学校選択制で通学距離が遠くなった時、通学に自転車、バスを利用できるのか。

A3 小中学校の通学は、原則、徒歩です。他都市では、例外的に公共交通機関の利用が認められる場合がありますが、自転車通学については、禁止されています。学校選択にあたり、卒業までその学校に通学する負担も考慮して、学校を選択するように保護者に周知しています。

Q4 受け入れ可能数が超えている場合、校区内に住んでいる子どもは優先的に入ることができ

るのか。

A4 がっこうせんたくせい じっし たとし こうくない す こ こうく がっこう
学校選択制を実施している他都市では、校区内に住んでいる子どもが、校区の学校への
しゅうがく きぼう ばあい かなら こうく がっこう しゅうがく うんよう かみ う
就学を希望する場合は、必ず校区の学校に就学できるとして運用されています。仮に受け
い かのう にんずう こ きぼうしゃ ばあい こうく す こ むちゆうせん こうく
入れ可能人数を超える希望者があった場合でも、校区に住む子どもは、無抽選で校区の
がっこう しゅうがく
学校に就学できるとしています。

げんざい こうく かいしゅう こうく はんい ひろ はんい ない ふくすう がっこう せんたく
現在の校区を解消し、校区の範囲を広げて、その範囲内にある複数の学校から選択すると
かんが かた ばあい げんざい こうく がっこう きぼう い ばあい
いう考え方もありますが、その場合は、現在の校区の学校を希望しても、行けない場合が
しょう じっさい がっこうせんたくせい じっし じちたい げんざい こうく のこ
生じます。しかし、実際に学校選択制を実施している自治体では、現在の校区を残して、
こうく す こ ゆうせんあつか かなら こうく がっこう しゅうがく うんよう
校区に住む子どもは、優先扱いとし、必ず校区の学校に就学できるとして運用されてい
ます。

ほんし げんざい こうく のこ ゆうせん かくく き
本市として、現在の校区を残して、優先とするかどうかについては、各区でお聞きしてい
くみん いけん ふ こんご じゅくぎ ぎろん
る区民の意見を踏まえ、今後、熟議で議論します。

Q5 きぼう がっこう ちゅうせん ばあい ちが がっこう しゅうがく
希望する学校が抽選となった場合、きょうだいで違う学校に就学することがあるのですか。

A5 ほんし ばあい きょうだい まいかんけい ゆうせん じゅくぎ ぎろん
本市の場合、兄弟姉妹関係を優先するかどうかについては、熟議で議論します。

がっこうせんたくせい じっし たとし けいし ざいがく ばあい おとうと いもうと ゆうせん
学校選択制を実施している他都市では、兄弟が在学している場合、その弟や妹は優先し
しゅうがく じちたい とく ゆうせんあつか ちゅうせんたいしょう
て就学できるとしている自治体もあれば、特に優先扱いをしないで抽選対象としている
じちたい ばあい ちゅうせん けっか べつ がっこう しゅうがく
自治体があります。その場合は、抽選の結果、きょうだいが別の学校に就学することに
ばあい かんけい ゆうせんあつか じちたい おな
なる場合がありますが、きょうだい関係を優先扱いしていない自治体は、きょうだいで同
がっこう しゅうがく ばあい こうく がっこう しゅうがく しゅうち
じ学校に就学したい場合は、校区の学校に就学するように周知しています。

Q6 にゅうがく せんたく そつぎょう こてい ねんどちゅう たとし
入学したときの選択が、そのまま卒業まで固定されるのか。また、年度途中の他都市から
てんにゅうしゃ せんたく みと
などの転入者は選択を認めるのか。

A6 他都市では、学校選択の機会たとし がっこうせんたく きかいは、小中学校しょうちゅうがっこうに入学する時にゅうがく ときの1回かいです。進級しんきゅうした時ときに選択せんたくし直すなおことは、認められていません。年度途中ねんどちゅうの転入者てんにゅうしゃについては、選択範囲せんたくはんいで受け入れう いできる学校がっこうの中から、学校なを選択がっこうできるとしている自治体せんたくもあれば、住所地じちたいの学校じゅうしよち がっこうに就学しゅうがくするとしている自治体じちたいもあります。今後こんご、熟議じゅぎで議論ぎろんします。

Q7 区くの真ん中ま なかにある小学校しょうがっこうは多数たすうの中から選べるなが、端えらにある学校はしは少数がっこうからしか選べないしょうすう。区くをまたいで選択せんたくできないかえら。

A7 現在げんざい、区くごとに就学事務しゅうがくじむを行っていることおこな、また区くごとに学校選択がっこうせんたくを導入どうにゅうするか否かいなや、その手法しゅほうが異なることことも想定そうていされることことから、区内くでの学校選択がっこうせんたくを考かんがえています。

Q8 学校がっこうの特色等とくしょくなど、選択せんたくにあたって保護者ほごしゃが判断はんだんするための情報じょうほうはどのようにして与えらるあたのか。どのような情報じょうほうなのか。

A8 学校選択制がっこう せんたくせいを実施じっししている他都市たとしでは、各学校かくがっこうの教育目標きょういくもくひょうや方針ほうしん、教育活動きょういく かつどうの内容等ないようなどを紹介しょうかいした「学校案内がっこうあんない」という冊子さっしを、翌年度よくねんど、小中学校しょうちゅうがっこうに入学予定にゅうがくよていの全ての保護者すべに配布ほごしゃしています。また、学期ごとはに、日頃ひごろの教育活動きょういくかつどうを実際じっさいに見てもらい、知ってもらみう機会しとして、学校公開がっこうこうかいや学校説明会がっこうせつめいかいを実施じっししています。

保護者ほごしゃが学校がっこうを選えらぶために、各学校かくがっこうは、どのように情報発信じょうほうはっしんしていくのか等など、学校がっこうの情報発信じょうほうはっしんのあり方かたについても、熟議じゅぎで議論ぎろんします。

Q9 少人数しょうにんずうの学校がっこうはどうか。学校選択制がっこうせんたくせいと学校統廃合がっこうとうはいごうの関係かんけいは。

A9 学校がっこうの統廃合とうはいごうは学校選択制がっこうせんたくせいとは別の課題べつ かだいです。平成22年2月へいせい ねん がつの大阪市学校適正配置審議会おおさかしがっこうてきせいはいちしんぎかいの答申とうしんにより、学年がくねんによっては6年間ねんかんクラス替えがができない、11学級がっきゅう以下の小学校いか しょうがっこうについては、教育上きょういくじょうの課題かだいがあり、適正配置てきせい（統合はいち）の対象どうごうとして整理たいしょうしています。しかしなが

らない とく しょうきぼ がっこう きょういくかんきょうじょう かだい おお こんご じどうすう
ら、市内には特に小規模な学校があり、教育環境上の課題が大きい、今後とも児童数が
めい いじょう ぞうか み こ た とく しょうきぼ がっこう くやくしょ れんけい
120名以上に増加する見込みが立っていない、特に小規模な学校から、区役所と連携し、
ちいきなど はな あ おこな がっこう どうはいごう がっこうてきせいはいちしんぎかい どうしん
地域等と話し合いを行っています。学校の統廃合については、学校適正配置審議会の答申
もと こんご てきせつ たいしよ
に基づき、今後とも、適切に対処してまいります。

ちゅうがっこうきゅうしょく
中学校給食について

ちゅうがっこうきゅうしょく たいさく かんが
Q10 中学校給食のアレルギー対策は、どのように考えているか。

だい ひょうじ おこな じよきょしょく たいおう こんなん かんが
A10 「7大アレルゲン」の表示は行いますが、除去食での対応は困難であると 考えており、
たいおう かのう ひ つづ けんどう
どういった対応が可能であるか引き続き検討してまいります。